

薬局の業務体制の概要

薬局の名称 _____

1 通常の開店時間等

※ 開店時間とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいい、実店舗が開店している時間を指すこと。

週当たりの開店時間等	
薬局の開店時間	1) 時間
・要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	2) 時間
・要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	3) 時間
情報提供するための設備 (要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備)	4) 場所

2 通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況

※ 勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は含まないこと。

薬局の管理者・その他の薬剤師又は登録販売者		別紙様式 1 - 1 - 3 のとおり	
	調剤に従事する勤務時間数 (週当たり)	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)	要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)
薬剤師	時間	時間	時間
登録販売者	時間	時間	時間
総和	5) 時間	6) 時間	7) 時間

3 体制省令への適合状況 ※ 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	【 5)	】	≥	【 1)	】	薬局の開店時間
要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	【 6)	】	=	【	】	≥ 【 2)
情報提供設備の数	【 4)	】				要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間
要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数	【 7)	】	=	【	】	≥ 【 3)
情報提供設備の数	【 4)	】				要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間

4 薬局開設者が講じなければならない措置 ※ □にレ点をつけること。

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供又は指導を行うための体制の整備、手順書への記載	<input type="checkbox"/>
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定	<input type="checkbox"/>
調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定	<input type="checkbox"/>
調剤された薬剤以外の情報提供及び指導その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定	<input type="checkbox"/>
従事者に対する研修の実施体制 (特定販売を行う薬局にあっては、特定販売に関する研修を含む。)	<input type="checkbox"/>
医薬品の安全使用のための責任者の設置	<input type="checkbox"/>
従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備	<input type="checkbox"/>
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成	<input type="checkbox"/>
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施	<input type="checkbox"/>